

## 規程第2号

独立行政法人建築研究所における研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程を次のように定める。

平成21年3月2日

独立行政法人建築研究所理事長 村上 周三

### 独立行政法人建築研究所における研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人建築研究所(以下「研究所」という。)における研究上の不正行為を防止するための措置及び不正行為の疑いが生じた場合における対応について定めることにより、研究所の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- 一 「研究上の不正行為」とは、研究の提案、実行、研究成果の発表等における、ねつ造、改ざん、盗用を指すものであり、悪意のない間違い及び意見の相違はこれに含まれない。
- 二 「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- 三 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- 四 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。
- 五 「役職員」とは、役員及び独立行政法人建築研究所就業規則(平成18規則第2号)第2条第1項の職員をいう。
- 六 「役職員等」とは、役員及び独立行政法人建築研究所就業規則(平成18年規程第2号)第2条第2項の非常勤職員をいう。
- 七 「研究者」とは、研究所において研究活動を行う役職員等をいう。
- 八 「申立人」とは、第7条第1項の規定により申立書により理事長に申立てを行った者をいう。
- 九 「被申立人」とは、第7条第1項の規定により、申立人から申立書により、理事長に研究上の不正行為を行った又は行ったと思料されると申し立てられた者をいう。

#### (適用範囲)

第3条 この規程は、研究者が、研究の提案、実行、研究成果の発表等を行う場合に適用する。

#### (禁止行為)

第4条 研究者は、自ら研究上の不正行為を行い、または、他者の行う研究上の不正行為

に加担してはならない。

- 2 役職員等は、虚偽の申立や、他人を誹謗中傷する申立その他不正な目的での申立を行ってはならない。

(資料保存)

第5条 研究者は、論文その他の研究成果を発表したときは、当該発表の日から3年間、研究のデータや経過等、研究に関わる事柄を記した実験ノート等当該研究結果の正当性を証明するにたる研究資料を保管しなければならない。

- 2 前項で定める研究資料の保管は、研究結果との関係が明確に説明できるよう適切な形態で行われなければならない。

(研究者倫理統括監)

第6条 研究所に、研究者倫理統括監を置く。

- 2 研究者倫理統括監は、理事をもって充てる。
- 3 研究者倫理統括監に事故あるときは、理事長が役職員のうちからあらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(研究上の不正行為に対する申立て)

第7条 研究所の役職員等(その者が退職等により役職員等でなくなった場合を含む。)に係る研究上の不正行為を発見した者、又は不正行為があると思料するに至った者は、申立書(別紙様式第1)により、理事長に申立てを行うことができる。

- 2 申立書には次の事項を記載しなければならない。
  - 一 申立人の氏名、住所及び所属
  - 二 被申立人の氏名及び所属
  - 三 研究上の不正行為又は不正行為と思料される内容
  - 四 当該行為が研究上の不正行為又は不正行為と思料される科学的合理的理由

(申立ての受理等)

第8条 理事長は、前条の申立てがあったときは、申立書に必要な事項が記載されていることを確認し、申立人に対して申立書を受理した旨を通知するものとする。

- 2 研究所は、悪意(被申立人を陥れるため、あるいは被申立人の行う研究を妨害するためなど、専ら被申立人に何らかの損害を与えることや被申立人が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。)に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てをしたことを理由に申立人に対し、不利益な扱いを行ってはならない。
- 3 研究所は、相当な理由なしに、単に申立があったことのみをもって、被申立人の研究活動を全面的に禁止したり、不利益な扱いを行ったりしてはならない。

(予備調査)

第9条 理事長は、前条第1項の規定により申立てを受理したときは、研究者倫理統括監に予備調査を実施させるものとする。

- 2 研究者倫理統括監は、申立てされた行為が行われた可能性、申立ての際示された科学的合理的理由の論理性、申立てされた研究の公表から申立てまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについて研究所が定める保存期間を超えるか否かなど申立て内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行うものとする。
- 3 研究者倫理統括監は、申立人及び被申立人と直接の利害関係を有しない者を指名して予備調査に当たらせることができる。
- 4 研究者倫理統括監は、前条の規定により申立てを受理したときは、役職員等に対し、それらが保有する資料の保全を命ずることができる。
- 5 予備調査は、研究者倫理統括監又は第3項の規定により研究者倫理統括監から指名された者が、前項の規定により保全された資料もしくは自ら収集した資料を精査し、又は役職員等から事情聴取することにより行う。
- 6 研究者倫理統括監は、悪意に基づく申立てを防止するため、必要に応じ申立人に調査の協力を求めることができる。
- 7 研究者倫理統括監は、必要に応じ他の研究機関や学協会等に調査を委託することもしくは調査を実施する上での協力を求めることができる。
- 8 研究者倫理統括監は、予備調査を開始した日から原則として30日を経過する日までに予備調査を終了し、予備調査の概要、本調査の必要性の有無についての判断の根拠等を記載した予備調査結果報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

(本調査開始の決定)

- 第10条 理事長は、予備調査結果報告書に基づき、本調査を行うか否かを決定するものとする。
- 2 理事長は、本調査を行うことを決定したときは、申立人及び被申立人に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被申立人が退職等により研究所以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知し調査への協力を求める。
  - 3 理事長は、本調査を行わないことを決定した場合は、理由を付してその旨を申立人に通知するものとする。この場合、研究者倫理統括監は、予備調査に係る資料等を保存し、申立人から求めがあれば、これを開示できるものとする。

(調査委員会の設置等)

- 第11条 理事長は、本調査を行うことを決定したときは、研究所に調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会は、申立て内容について、研究上の不正行為が存在したかどうかの認定を行い、研究上の不正行為が存在したと認定したときは、当該研究上の不正行為に関わる者の特定、当該研究上の不正行為の範囲の把握等を行う。
  - 3 調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織するものとし、役職員及び当該研究分野の研究者であって研究所の役職員以外の者を理事長が指名又は委嘱する。
  - 4 調査委員会の事務は、委員長又は委員に指名以外の役職員から理事長が指名した者が行う。

(調査の通知等)

第12条 理事長は、調査委員会を設置したときは、申立人及び被申立人に対し、調査委員の氏名及び所属を通知するものとする。

2 申立人及び被申立人は、前項の規定により通知を受けた日から7日以内に、異議申立書(別紙様式第2)により、調査委員会の委員長及び委員の人選について、理事長に異議を申し立てることができる。

3 理事長は、前項の規定による異議申立てに係る内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員長又は委員を交代させることができる。

4 理事長は、第2項の規定による異議申立てに係る審査の結果を、申立人及び被申立人に通知するものとする。

(本調査)

第13条 委員長は、理事長から調査開始の指示を受けたときは、速やかに調査委員会を招集し、調査を開始しなければならない。

2 調査は、予備調査結果報告書もしくは当該研究に係る論文や実験ノート、生データ等の各種資料の精査や役職員等からの事情聴取などにより行う。

3 役職員等は、調査委員会の要請に応じて、本調査の実施に協力しなければならない。

4 調査委員会は、被申立人に対して、第7条第1項の規定による申立書の内容に対する弁明の機会を与えなければならない。

(被申立人の説明責任)

第14条 被申立人は、研究者倫理統括監又は調査委員会から要請されたときは、申立書に係る不正行為の疑惑について、自らの責任において、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 被申立人は、研究者倫理統括監又は調査委員会から要請されたときは、研究のデータや経過等、研究に関わる事柄を記した実験ノート等当該研究結果の正当性を証明するにたる研究資料を提出しなければならない。

3 被申立人が、前項の規定による要請を受けた日から10日以内に、要請された研究資料を提出しないとき、調査委員会は、研究上の不正行為があったものと推定する。但し、被申立人が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により要請された研究資料を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合、また、第5条第1項で規定する研究資料の保存期間を超えることによるものである場合はこの限りではない。

(認定)

第15条 調査委員会は、本調査の開始後原則として90日以内に、本調査の結果に基づき、研究上の不正行為の存在又は不存在について認定を行うものとする。

2 調査委員会は、研究上の不正行為の存在を認定するときは、当該不正行為の内容、不正行為に関与した者の特定とその関与の度合について併せて認定する。

- 3 調査委員会は、研究上の不正行為が存在しなかったと認定する場合であって、本調査を通じて第7条第1項の申立が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。但し、この認定を行うに当たっては、申立人に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、本調査の結果を書面にして、理事長に報告するものとする。
- 5 理事長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに本調査の結果を申立人及び被申立人に開示する。被申立人が退職等により研究所以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも開示する。

#### (不服の申立て)

第16条 申立人及び被申立人は、前条第5項の規定による開示を受けた日から10日以内に、理事長に、不服申立書(別紙様式第3)により、本調査の結果について不服を申し立てることができる。

- 2 理事長は、前項に規定する不服申立書を受領したときは、申立人及び被申立人にその旨を通知するとともに、調査委員会を招集する。
- 3 理事長は、前項に規定する不服申立書を受領したときは、被申立人が退職等により研究所以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。不服の申立の却下及び再調査開始の決定並びに審査の打ち切りの決定を行ったときも同様とする。
- 4 調査委員会は、不服申立の趣旨、理由等を審査し、当該事案の再調査を行うか否かを決定する。
- 5 調査委員会は、不服申立を却下すべきものと決定したとき又は再調査を行う決定を行ったときは、直ちに理事長に報告し、理事長は、申立人及び被申立人に当該決定を開示する。
- 6 調査委員会は、再調査を行う決定を行ったときは、再調査を決定した日から原則50日以内に再調査を行い、再調査の結果を理事長に報告するものとする。調査委員会は、必要があると認めるときは、前条第1項から第3項までの規定による認定を変更することができる。
- 7 理事長は、調査委員会から再調査の結果の報告を受けたときは、直ちに再調査の結果を申立人及び被申立人に開示するものとする。被申立人が退職等により研究所以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも開示する。
- 8 調査委員会は、再調査を行うにあたって、不服を申し立てた申立人又は被申立人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等を求めることができる。これらの要請を受けた日から10日以内に、要請された資料を提出しないときは、調査委員会は、再調査を打ち切ることができる。審査を打ち切ったときは、調査委員会は、理事長にその旨報告し、理事長は申立人又は被申立人に当該決定を開示する。

#### (措置)

第17条 理事長は、研究上の不正行為があったと認めたときは、その調査の概要等を公表し、当該不正行為に関わる者の処分、当該不正行為に係る研究成果物等の修正勧告及び関係機関等への周知等々の適切な措置を講ずる。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、研究上不正行為を行ったと認定された研究者に対し、研究費の全部又は一部の使用の禁止を命じることができる。
- 3 理事長は、研究上の不正行為があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて被申立人の不利益の発生の防止のための措置を講ずる。
- 4 理事長は、申立が悪意に基づくものと認定された場合、申立人に対して必要な措置を講ずる。

(守秘義務)

第18条 役職員等は、この規程に規定する研究活動の不正行為の調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(調査事務に携わる者の制限)

第19条 研究上の不正行為の事案の調査事務に携わる者は、自らが関係すると考えられる事案の処理に関与してはならない。

附 則(平成21年3月2日規程第2号)

第1条 この規程は、平成21年3月2日から施行する。

申立日 年 月 日

## 申 立 書

建築研究所理事長 殿

自宅住所

所属

氏名

印

独立行政法人建築研究所における研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程(平成〇〇年規程第〇号)第7条の規定に基づき、下記の研究上の不正行為について申立てを行います。

### 記

1. 被申立人の所属、氏名

所属

氏名

2. 研究活動の不正行為の具体的な内容と根拠

(1)ねつ造、改ざん、盗用の別)

(2)(研究上の不正行為又は不正行為と思料される内容

(3)当該行為が研究上の不正行為又は不正行為と思料される科学的合理的理由

異議申立日 年 月 日

## 異 議 申 立 書

建築研究所理事長 殿

自宅住所

所属

氏名

印

独立行政法人建築研究所における研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程（平成〇〇年規程第〇号）第12条第2項の規定に基づき、平成 年 月 日付で通知された調査委員会の委員長及び委員の人選について、下記の者の任命について異議を申し立てます。

### 記

1. 委員（長）名

2. 理由

不服申立日 年 月 日

## 不 服 申 立 書

建築研究所理事長 殿

自宅住所

所属

氏名

印

独立行政法人建築研究所における研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程(平成〇〇年規程第〇号)第16条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付で開示された調査結果について下記のとおり不服を申立てます。

### 記

1. 不服申立に係る箇所

2. 不服の理由

